

津山市議会議員

政岡あきひろの議会報告

まさおか

津山市の皆様にご報告し、市政に関心を持っていただくために発行しています。この報告紙は政務活動費で発行しています。



ごあいさつ

津山市民の皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は、大変お世話になりました。本年も、よろしくお願いたします。

さて、議会が終わる毎に作成しております私の議会報告も、今回で第十一号となりました。是非、ご高覧いただきますよう、よろしくお願いたします。

この議会報告は、津山市議会における私の活動内容を、解りやすく皆様にお知らせするために作成しています。また、執行部・行政当局との生々しいやり取り等も、できるだけリアルにお伝えしたいと考えています。

実際に、新聞報道などでは伝えられない、津山市議会の様子や行政の執行状況について、真の姿を皆様にお知らせすることを目的として、毎回議会終了時に作成しております。

そのような、私の思いもご理解いただきながら、お読みいただければ幸いです。

平成二十九年十二月議会の 主な質問内容

十二月議会における、私の一般質問の通告内容は次の通りです。

(1)市長の施政方針について

①行政運営及び施策実施全般に関すること。

②二元代表制における執行部と議会のあり方

冒頭でも述べましたように、本会議における私の一般質問もこの十二月議会で十一回目となりました。

これまで私は、日頃より市民の皆様からお寄せいただく市政への疑問や、執行部に対する不満・要望を踏まえ、意義深い議論を行うよう努力してきた積りです。

しかしながら、過去十回を振り返って見た時、本当に市民の皆様方から頂いた付託に十分応えていると、言い切れる自信がないというのが正直なところでした。

そこには、市民の血の叫びの代弁者（これは、かつて田中角栄元総理が衆議院に初当選した時に述べた言葉です。国会議員であれ地方議員であれ、選挙によって選ばれた議員は、その背景に居る市民や住民の血の叫びの代弁者であるという意味です）であるべき、私の未熟さや甘さがあったのだと思います。

また、これまでも何度か述べてきたことですが、現状の津山市においては執行部と議会の関係そのものにも、問題があるといわざるを得ません。

さらに、これも何度も述べたことですが、津山市をはじめとする地方議会においては、憲法や地方自治法の下で定められた二元代表制が布かれておりません。

そして、この二元代表制における議会の権能として最も重要なものが、市政全般をチェックする機能（権能）です。

例えば、我々議員が本会議場で行う一般質問は、議員がこの権能を果たすために行う大切な仕事であり、また、したがって、我々議員は事前に入念な調査と準備を行い、この一般質問に臨む訳です。

そのうえで、執行部の長である市長を補佐する担当部局に対して事前に質問内容を通告し、担当職員との間で答弁協議を行います。私も、これまで何度かそのようなプロセスを経て本会議の一般質問に臨みました。

本来、執行部と議員はこの答弁協議の内容を尊重し、本会議での質疑に臨むことが前提であり慣例となっています。しかしながら、私はこれまで何度かその暗黙の了解を裏切られ、協議した内容を逸脱した答弁を貰うことがありました。

実際、議員が事前の答弁協議の内容を尊重して質問要旨を読み上げても、答弁する執行部（市長）が、答弁内容を勝手に変更して良いなら、執行部の都合の良い展開の議論にすることは簡単です。

これでは、議会に与えられた市政全般をチェックするという、議員が果たすべき権能を十分に果たすことができません。そして、このことが

▲裏面に続く

現状の津山市議会と執行部における、大きな問題点だと私は思っています。

これまで、私は何度もそのような点を指摘してきました。しかし、執行部（市長）の姿勢は変わる様子がないので、あえて今回も質問することにしました。そのうえで、市長に対し議会との間に信頼関係の構築を図る意思があるのか、ということを質しました。

さらに、これまでに何度も私が質問を妨げられた要因の一つである、市長の反問権に関する考えを質しました。

反問権というのは、津山市議会においては執行部に一度だけ与えられているのですが、本来は、議員が行う質問の内容を簡潔・明瞭にし、議員の質問の確認、例えば数値の確認などを目的として行使されるべきものです。

市長が反論を行うための反論権ではありません。元々、二元代表制における議会において議員の発言の自由のもとに与えられている質問権とは、まったく意味合いが異なるものなのです。

しかしながら、宮地市長はその意味を勘違いされており、反問権の行使と称して、質問をしている議員に対して高圧的な態度で反論をされることしばしばあります。今回は、このことへの理解を促し、今後の適正な対応を求めました。

最後に、私が参加した視察や研修会などから得た貴重な体験をもとに、市長がリーダーとして持つべき価値規範や倫理観、政治姿勢などを質しました。



答弁内容と議論の要旨

例えば、市長には本会議に際しても、答弁をサポートする多くの優秀な職員が控えています。一方、我々議員は質問の為に必要な資料一つとっても、自分自身で調べなければなりません。

実は、ここところに首長と議員の大きな違いがあるのです。つまり、議会の議場における議論などと言いますが、そもそも首長である市長の方が、圧倒的に有利な立場にある訳です。

私は、そのような点を考えると市長の反問権などは必要なく、また、前段の答弁協議も大まかなもので良いと考えています。むしろ、議論そのものは原稿なしのガチンコで良いとさえ考えています。

津山市の執行部の体制をみても、優秀な職員が最新の電子機器を備えて控えている訳ですから、突然数字などを尋ねられても十分に即応できるはずですよ。

本来、市長が津山市のトップとして持つべき市民に対する熱い思いや、このまちが向かうべき方向性に関し

て明確なビジョンを備えていれば、どのような唐突な質問にも対処できるはずなのです。

実は、我々議員が聴きたいのもその部分なのです。そのうえで、津山市の将来の方向性や取るべき施策について、議論を闘わせるのが本来の姿だと思います。

ところが市長は、今回も都合の良い部分は職員が作成した答弁書通りに答弁し、都合が悪くなると相手に答弁協議を尊重するよう促すという姿勢でした。また、通告した質問内容も十分に把握されていませんでした。

象徴的な場面を紹介します。今回は、今後津山が何を持って、これからの厳しい地方創生の競争に勝ち残って行くつもりなのか、という質問をしました。

これに対する答弁の中で、市長は観光施策の目玉として津山版DMOに取り組むと答えられました。ところが、自らが提案した目玉施策である答のDMOという言葉の意味さえ、自身では説明できなかったのです。真に、残念な質疑内容でした。

終わりに

本日のことをいえば、私も議会と執行部の有り様などについて、繰り返し何度も質問したくはありません。本来、子供や孫達の世代のための施策などについて、議論をしたいと考えています。

しかし、その前段が整っていない状況なので、仕方なく執行部（市長）

を質しているだけです。本来は、未来志向の改革に取り組みたいと願っています。

そのうえで、このまちに棲みたいと思う人が増えるような、そんなまちづくりのための議論が、常に展開される議会にして行きたいと考えています。

市民の皆様方におかれましても「誰に財布を預けるのか」或いは「子どもや孫の世代の為に」という視点で、津山市の議会や執行部のあるべき姿を考えて頂きたいと思えます。

今後とも、ご指導ご鞭撻よろしくお願いたします。

